

# 短期入所事業 養護老人ホーム慶和園 ②利用料金表

ショートステイ（短期入所生活介護）利用の方

※令和1年10月1日から適用

## ①短期入所生活介護費

下記は1日あたりの介護サービス費の単位数で、京極町の場合1単位＝10円です。下記の数値がそのまま1日あたりの利用負担額（円）となります。  
(単位/日)

利用日数 分算定	サービス内容	要介護度				
		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	併設型短期入所生活介護費Ⅰ 従来型個室(減算後単位) 1割	568	634	702	768	833
	併設型短期入所生活介護費Ⅰ 従来型個室(減算後単位) 2割	1136	1268	1404	1536	1666
	併設型短期入所生活介護費Ⅰ 従来型個室(減算後単位) 3割	1704	1902	2106	2304	2499

□夜間職員配置減算について・・・当該事業における夜間配置職員について、養護老人ホームの夜勤者と兼務していることから介護保険サービス費の算定基準上、減算(3%)の取り扱いになります。

□下記の各種加算についてはご利用者の状況及び当施設のケア体制整備状況に応じて算定致します。(単位/日)

加算名	内容	該 当 時 に 算 定		
		1割	2割	3割
送迎加算	利用者の自宅から当該施設まで当該施設職員が送迎した場合に加算(片道につき)	184	368	552
療養食加算	療養食を提供した場合	8	16	24
サービス提供加算Ⅰ	看護・介護職員の75%以上が常勤職員の体制を整えている場合	18	36	54
在宅中度者受入加算	訪問介護サービスを利用している在宅の重度者が当該事業所においてもなじみお訪問看護事業所に健康上の管理等を行える体制をとっている場合	425	850	1275
看護体制加算	各事業所(入所・ショート)に常勤看護師1人以上配置している場合	4	8	12
	最低基準を1人以上上回って看護職員を配置し手厚い体制を整えている場合	16	16	48
夜間職員配置加算	夜勤を行う看護・介護職員が最低基準を1人以上上回って配置している場合	13	26	39
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れ、個別に担当職員を定めている場合	120	240	360
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症日常生活自立度Ⅲ以上で、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難と医師が判断した方を受け入れた場合7日を限度に算定	200	400	600

介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護サービス費＋その他加算料金を含めた料金の8.3パーセント相当額を算定。  
※加算内容によって変動があります。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 介護サービス費＋その他加算料金を含めた料金の2.7パーセント相当額を算定。  
※加算内容によって変動があります。

※区分支給限度基準額(単位)

要介護1	16765単位	要介護2	19705単位	要介護3	27048単位
要介護4	30938単位	要介護5	36217単位		

## 短期入所事業 養護老人ホーム慶和園 ご利用料金表

ショートステイ（短期入所・介護予防生活介護）利用の方 ※令和1年10月1日から適用

### ②滞在費と食費

利用者負担額段階	滞在費/日額	食費/日額
第1段階 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護の受給者等	<b>320円/日</b> <small>（負担額上限額：1万円/月）</small>	<b>300円/日</b> <small>（負担額上限額：0.9万円/月）</small>
第2段階 ・本人及び世帯全員が住民税非課税の方 （年金収入と他の所得の合計が80万円以下の方）	<b>420円/日</b> <small>（負担額上限額：1.3万円/月）</small>	<b>390円/日</b> <small>（負担額上限額：1.2万円/月）</small>
第3段階 ・本人及び世帯全員が住民税非課税の方 （年金収入と他の所得の合計が80万円を越え266万円以下の方）	<b>820円/日</b> <small>（負担額上限額：2.5万円/月）</small>	<b>650円/日</b> <small>（負担額上限額：2万円/月）</small>
第4段階 ・本人及び世帯全員が住民税を課税されている方	<b>1020円/日</b>	<b>1392円/日</b>

### ③食費

食    費	朝 食	303円	キャンセル：前日 17:00まで
	昼 食	575円	キャンセル：当日 9:00まで
	夕 食	514円	キャンセル：当日 15:00まで
	計	1392円	※上記の時間を過ぎますとキャンセルが間に合いませんので食事代はかかりますのでご了承下さい
<p>※1 負担限度額認定書をお持ちの方は、1日の食事代金が<b>負担限度額以上</b>のときは負担限度額の金額になりますが、<b>負担限度額以下</b>の場合については毎食分での食費となります。</p> <p>※2 負担限度額認定書をお持ちで無い方は、上記の金額の利用毎食分となります。</p> <p>※ 上記の※1、※2については例としてを参照下さい。</p>			

<例として>

※1 負担限度額認定書の食費が650円の方（2泊3日⇒入所 14:00着、退所16:00の場合）

夕食 514円	朝食 303円	朝食 303円
	昼食 575円	昼食 575円
	夕食 514円	

1日目 計 514円	2日目 計 1392円	3日目 計 878円
------------	-------------	------------

1日目食費計 514円ですが負担限度額(650円)以下なので

2日目食費計 1392円ですが負担限度額(650円)以上なので

3日目食費計878円ですが負担限度額(650円)以上なので

**本人負担食費=①+②+③の合計 計1,814円になります。**

※2 負担限度額認定書を持っていない方(4段階の方)・・・(2泊3日⇒入所14:00、退所16:00の場合)

夕食 514円	朝食 303円	朝食 303円
	昼食 575円	昼食 575円
	夕食 514円	

①・・・1日目 計 514円	②・・・2日目 計 1394円	③・・・3日目 計 878円
----------------	-----------------	----------------

**本人負担食費=①+②+③の合計 計2,786円になります。**

**養護老人ホーム慶和園 併設型短期入所事業  
実費負担一覧表**

令和1年10月1日現在

	項目	金額	内容
1	食費	1,392円	介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定段階に応じた負担となります。（施設で用意した献立以外の食材費は除きます。）
	メニュー以外の食材費	時価	
2	居住費	新館：2,006円	介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定段階に応じた負担（補足給付制度有り）となります。
		本館：1,020円	介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定段階に応じた負担（補足給付制度有り）となります。
3	居室内で使用する電化製品の電気料金	1家電につき 20円/日	居室内でご利用者、ご家族が個人的に使用するTV・冷蔵庫・電気ポットなど電化製品にかかる電気代をいただきます。＊月途中での入退所の時は日割り計算で算出。
4	冬期間における暖房費	153円/日	11月～3月までの5ヶ月間における居室内の暖房費の一部をご負担いただきます。
5	事務費用（ケース記録印刷費、預り金等にかかる事務手数料）	10円/1枚	ケース記録や書類の発行に関する印刷代、用紙代としてご負担いただきます。
6	ご利用者個人の希望に応じて提供する日用品	<b>実費</b>	原則、ご利用者、ご家族で必要な日用品を揃えていただきます。
7	理美容代		利用時に頂きます。
8	教養娯楽費		施設規模、ユニット規模でのレクリエーション以外で個人的に参加するサークル活動に参加した場合に実費をいただきます。
9	健康管理費		通院費用、各種予防接種、健康診断にかかる費用
10	クリーニング代		施設の洗濯機で洗濯出来ない物に関しては外注のクリーニング代をいただきます。
11	その他本人の希望、ご家族の希望で日常生活に使用する物品		施設における備品ならび物品以外で、本人の希望、ご家族の希望で使用するものには実費をいただきます。